食品販売に伴う保健所への申請手続きについて

今回のイベント出店において飲食物を取り扱う場合には、保健所への申請が必要です。
下記記載内容を熟読の上、販売内容書をご記入、ご提出いただきますようお願いいたします。

販売可能な食品について

販売する加工食品は、保健所許可施設で製造・加工された食品に限ります。
また、食品衛生法19条の規定に基づく適正な表示がされている食品に限ります。
※主に販売できる商品
・野菜、果物
・乾物類
・菓子（生菓子を除く）
・缶詰・瓶詰め食品、その他包装された加工食品

※以下の商品は販売できません。
・法令等により保存基準が定められていない商品
・包装されていないもの(野菜、果物を除く)
・生もの（肉類、魚介類）、牛乳、その場で調理を必要とする商品

注意事項

食品を取り扱うにあたり、下記項目を厳守してください。
・その場で調理・加工行為はできません。
・全ての販売は、ブース内で行ってください。（直射日光は避けてください）
・食品及び容器、包装等を衛生的に保管できる格納設備を設け、塵埃等に汚染されないように保管してください。

・販売物には食品衛生法19条に基づくラベル表示をしてください。
＊品名
＊製造者の住所
＊製造者の社名
＊製造者の氏名
＊消費期限（日付明記のこと）
＊注意事項（例：開封後はお早めにお召し上がり下さい）
＊その他、管轄する保健所が必要と認めた事項

・ご申請いただきました商品については、今後保健所との調整の中で、変更・調整いただく場合があります。
予めご了承ください。
・加工食品販売に関して、ご質問、ご相談のある場合には、お気軽にお問い合わせ下さいませ。

食品販売申請書

提出期限:7月25日(木)

団体/企業名		責任者氏名	
電話番号			

取扱い商品リスト

商品名	詳細	形態	小分けの有無	試食・試飲の有無	試飲試食方法詳細	要冷蔵商品の有無
ごまクッキー	ごま入りクッキー	袋詰め	なし	あり	袋のクッキーをトングで提供	なし
(注)地元の特産品で、東京ではあまりなじみのない食品については説明書きか、パンフレットを添える						